

令和5年6月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和5年6月9日（金） 13：30～15：23

○場 所 有明庁舎 2階第1会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	村 里 亜 紀
委 員	吉 田 光 利
委 員	高 見 彰 久

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	松 崎 英 治	教育総務課長	酒 井 昭 利
学 校 教 育 課 長	牟 田 満	社会教育課課長	中 村 憲 一
ス ポ ー ツ 課 長	中 島 耕 一	書 記	末 吉 由 美

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名
 - 第 3 前会会議録の承認
 - 第 4 教育長報告及び各課5月行事報告
 - 第 5 議案上程

第29号議案	議会の議決を経るべき議案について (令和5年度一般会計補正予算第4号)	原案承認
第30号議案	島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	原案可決
第31号議案	島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	原案可決
第32号議案	島原市特別支援教育就学奨励費支給規則	原案可決

第33号議案	臨時代理の承認（島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について）	原案可決
第34号議案	臨時代理の承認（島原市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について）	原案可決
第35号議案	島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱について	原案可決

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 6月行事予定表

(2) その他

① 児童の救急搬送について（非公開）

② 子育て応援新入学児童ランドセル支給事業について

第 8 閉会

【会議録】

開会 （13：30）	
森本教育長	みなさん、こんにちは、ただいまより6月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に吉田委員と高見委員を指名しますので、よろしくお願 いします。 (「はい」の声)
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。5月1日 に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してございま す。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見

森本教育長	<p>をお願い致します。しばらく目を通していただきたいと思います。</p> <p>何かありませんか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。</p>

第 4 教育長報告及び各課 5 月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第 4 「教育長報告及び各課 5 月行事報告」を議題といたします。</p> <p>5 月行事について、まずわたくしの方から報告いたします。</p> <p>5 月 2 8 日投票の島原市議会選挙も終わり、新しい島原市議会議員のメンバーが確定しました。驚きであり、衝撃であったのは投票率の低さであります。今回は、5 5 . 1 4 % であり、前回よりも約 7 ポイント下がっております。</p> <p>このような結果がでると、その要因が若者の政治離れにあると指摘され、学校における主権者教育を重視するように市議会でも話題にあがります。しかしながら、投票率がここまで低くなると、学校教育でのてこ入れだけでは解決しないものと考えます。様々な要因があると思いますが、何らかの対策を講じる必要があると思います。</p> <p>本日は、2 点報告いたします。</p> <p>まず、1 点目は小・中学校の体育祭、運動会についてです。</p> <p>4 月 1 4 日の中学校体育祭、翌週 2 1 日の小学校の運動会への参観ありがとうございました。心配された天候にも恵まれ、すべての学校で事故もなく無事終了しました。本年度も、児童生徒の健康面を勘案して午前中開催でありましたが、来賓をはじめ、多くの皆様方の参観があったようです。半日開催については、校長には P T A に十分説明するように話しておりましたが、外部からの意見はなかったところであります。</p> <p>次に、2 点目は県・市町村教育委員会連絡協議会研修会についてです。</p>
-------	---

	<p>5月29日に佐世保で開催されました研修会への御出席ありがとうございました。第5分科会の教育長部会は、お手元に配付しております資料をもとに、「学校の働きがい改革」についての協議でした。このことは、新聞報道でも紹介されておりましたが、「夏休み充電宣言」など5つの施策を講じることが紹介され、その内「夏休みの充電宣言」と、別途「学校の教頭の働き方改革」について協議が行われました。</p> <p>教頭の業務削減については、学校校舎の施錠・解錠の在り方を変えるなどの事例は紹介されたものの、抜本的な対策はなかなか見いだせない状況でした。</p> <p>以上で教育長報告を終わります。</p> <p>では、続きまして各課からの報告となります。まず、教育総務課お願いいたします。</p>
酒井課長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。</p>
牟田課長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。</p>
中村課長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。</p>
中島課長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p> <p>わたくしから学校教育課にですが、24日に教頭当初面談がありますが、昨年はなかったと思います。なぜ、実施するようになったのか、経緯を少し説明してください。</p>
牟田課長	<p>昨年度から教職員の人事評価制度が、業績評価と能力評価という制度に</p>

新たに変わっております。一般職員については、第一次評価者は教頭、第二次評価者は校長となっております。教頭については、第一次評価者が校長、第二次評価者は教育長が指定する者となっております。

昨年度につきましては、制度が初めてということもあり、校長が当初面談と最終面談を行い、校長が面談の際に本課の両参事が、教頭の状況を聞いて二次評価を行ったところでした。これまでの目標管理シートと同じような評価の取扱いでありました。

今年度から、なぜわたくしどもが出向いたかと言いますと、令和6年度から管理職の業績評価に係る勤勉手当の取扱いが変わってきます。上位と下位につきましては、勤勉手当の割合が変わってくるということです。したがって、昨年度までの評価の仕方では、校長だけに責任を負わせるわけにはいかないということもあり、しっかりとした形で校長と一緒に教頭の目標を聞きとり、最終的な最終面談につなげたいということで本課の方が出向いて、校長からの指導を聞きながら、さらに助言・アドバイスを与えたという経緯でございます。

森本教育長

ありがとうございました。他に、何かありませんか。

高見委員

何点か質問します。

まず、教育総務課の29日の合同研修会についてです。わたしは第五分科会に参加させていただきましたが、内容は部活動の地域移行でした。学校教育課より事前に資料をいただいて出席しましたので、少し報告をさせていただきます。

令和4年度及び令和5年度における島原市の取り組みについて、状況報告という形で報告させていただきました。活動費や保護者負担の問題、昨年実施されたアンケートの結果や、令和5年5月に検討委員会を設置したことなどを報告しました。各自治体も色々と課題を抱えているようでした。今後、分科会の報告をあげてくると思います。

次に、社会教育課分ですが、17日の下ノ丁町内会役員会で鉄砲町保存に関する説明を行ったとのことでしたが、地元の意見としてどういう意見が出たのかを教えてください。

最後にスポーツ課ですが、24日の日本サッカーを応援する自治体連

	<p>盟総会とありますが、この連盟に対する自治体負担金があったかどうか、あった場合はその金額を教えてください。</p>
中村課長	<p>まず、冒頭に社会教育課から伝統的建造物保存について説明したところ、制度の詳しい内容はわからないけれども了承しましたとのことで、そのあと都市整備課と観光課の説明があったのですが、三つの課がしっかり連携をとってこのまちを良くするようなサポートをして欲しいという要望をお聞きして終わっております。</p>
中島課長	<p>スポーツ課です。お尋ねの件ですが、負担金はございません。なかなか予算はとれない状況ですが、色んな場で情報交換できるような体制はとっております。</p>
高見委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
森本教育長	<p>他にありませんか。</p>
吉田委員	<p>わたしからスポーツ課によろしいでしょうか。22日に日独スポーツ少年団同時交流受入事業で島原商業高校に説明に行かれていますが、プログラムの中に高校生との交流を組み込むことができたのでしょうか。</p>
中島課長	<p>島原商業高校に出向きましたのは、高校生との交流で案としてあがっているソフトテニスとの交流とバスケットの交流、島原高校については茶道部に茶道体験をしていただくお願い、あとはスポーツとSDGsを絡めた日独のディスカッションを高校生にさせていただくというお願いに行っております、快く承諾をいただいたところです。今後、内容については詰めていきたいと思っております。</p>
吉田委員	<p>要望ですが、来年度はドイツに行くのに、長崎県も2～3人の枠があると思いますが、ぜひ受け入れをした自治体から優先的に行けるように県に要望していただきたいと思っております。</p>

中島課長	小学生がドイツまでいくのは大変な面がありますので、どういう工夫ができるのか、悩ましい面もありますが考えたいと思います。
森本教育長	色々と次に繋げていけたらと思います。 他に何かありませんでしょうか。 (「なし」の声)
森本教育長	それでは、日程第5「議案上程」に入ります。
第 5 議案上程	
	<p>第29号議案 議会の議決を経るべき議案について (令和5年度一般会計補正予算第4号)</p> <p>森本教育長 それでは、第29号議案から説明をお願いします。</p> <p>酒井課長 第29号議案については議会の議決を経るべき案件ですので、非公開でお願いいたします。</p> <p>森本教育長 「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>森本教育長 《承認》</p> <p>森本教育長 異議がないようですので、「非公開」といたします。</p> <p>酒井課長 【非公開の議案説明】 (第29号議案は原案承認)</p>

森本教育長	<p>非公開を解いて会議を再開します。</p> <p>第30号議案</p> <p>島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則</p> <p>それでは、第30号議案について説明をお願いします。</p>
酒井課長	<p>議案集、1ページをお願いします。</p> <p>第30号議案「島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、島原市教育委員会公告式規則について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。</p> <p>12ページの新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>第1条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。</p> <p>第2条1項は、規則及び規程の公布について規定していたものを規則の公布とするもののほか、公布期限を5日から7日変更するものであります。</p> <p>第2条2項は、規則のみの規定したことから署名のみとするもののほか、文言の整理を行うものであります。</p> <p>第2条3項は、規則のみの規定とするものであります。</p> <p>第2条4項は、規則のみの規定とするものであります。</p> <p>改正第3条は、第2条を規則の規定としたことから、規程の公表について新たに定めるものであります。</p> <p>改正第4条第1項は、改正第3条の追加に伴う条の繰り下げで、規則の施行について規定するものであります。</p> <p>改正第4条第2項は、第4条第1項で規則のみの施行としたため、規程の公表の規定について新たに定めるものであります。</p> <p>現行第4条は、教育委員会で公表を要するものの公告として定めたものですが、改正第5条では、改正第3条の追加に伴う条の繰り下げで、告示について定めたものであります。</p> <p>10ページをお願いします。附則であります。この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。</p>

	<p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第30号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。</p>
高見委員	<p>市長部局の方も何か条例の改正があるのでしょうか。</p>
酒井課長	<p>教育委員会だけになります。27年に改正したあと、教育委員会の公告式規則と市の公告式条例の内容が少しくずれていたため、今回の改正により市の公告式条例になった形にしようとするものです。</p>
高見委員	<p>はい、分かりました。</p>
森本教育長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>では、第30号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第30号議案については、原案のとおり可決することといたします。続いて第31号議案の説明をお願いします。</p> <p>第31号議案 島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>
酒井課長	<p>議案集、14ページをお願いします。</p> <p>第31号議案「島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、島原市教育委員会会議規則の一部を改正す</p>

る規則について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

16ページの新旧対照表に基づいて説明いたします。

第3条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第4条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第5条は、定例会の開催について例外規定を定めるほか、文言の整理を行うものであります。

第6条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第7条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第8条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第9条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第10条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第12条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第13条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第14条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第15条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第16条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第17条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第19条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第20条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第20条の2は、非公開に係る規定について、より適当な引用条項に変更するとともに、文言の整理を行うものであります。

第21条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

第22条は、文言の整理を行うもので、条文の内容に変更はありません。

15ページをお願いします。附則であります。この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

第31号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。

高見委員

16ページの新旧対照表の第5条ですが、改正案では、定例会は毎月

	<p>1回これを招集する、ただし教育長が特別の事由があると認めたときは、この限りでないとありますが、これは2回以上という意味合いと、0回という意味合いの両方があるのでしょうか。</p>
酒井課長	<p>定例会が年12回というのは変わらないですが、その月2回行ったことにより、その次の月は0回ということも想定しております。</p>
高見委員	<p>はい、分かりました。</p>
森本教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。では、第31号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第31号議案については、原案のとおり可決することといたします。続いて第32号議案の説明をお願いします。</p> <p>第32号議案 島原市特別支援教育就学奨励費支給規則</p>
牟田課長	<p>第32号議案、島原市特別支援教育就学奨励費支給規則についてご説明いたします。</p> <p>この特別支援教育就学奨励費支給制度とは、特別支援学級や通級指導教室に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や学用品費などの費用の一部を援助する制度であります。</p> <p>議案集の22ページをご覧ください。</p> <p>提案理由でございますが、特別支援教育就学奨励費については、これまで国の法令がありますので、その法令と内部事務要領により事務を行</p>

ってきたところですが、今年度、就学援助管理システムが導入されることに伴い、特別支援教育就学奨励費についてもマイナンバー連携を図ることにより、市民の利便性向上を図ろうとしているところです。マイナンバー連携するためには市の法的根拠が必要となり、規則等の制定が求められ併せてその取扱いを明確にするため、この規則を定めようとするものであります。

20ページにお戻りください。以下、条を追ってご説明いたします。

第1条は目的に関するもので、小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の支給について必要な事項を定めたものであります。

第2条は定義に関するもので、この規則で使用される用語の意義が定められております。

第3条は対象者に関するもので、奨励費の支給を受けることができる者を定めております。

第4条は申請に関するもので、奨励費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会に申請することと定めております。

第5条は認定に関するもので、教育委員会は、奨励費の支給を認めたときは、収入額及び需要額により算定する支弁区分のいずれかに認定するものとしております。

第6条は支給費目及び支給額に関するもので、奨励費の支給費目を定めております。ただし、通級指導教室に通う児童生徒の保護者は、通学費のみが支給対象となっております。また、奨励費の支給額については、予算の範囲内で定める額としております。

第7条は支給方法及び期間に関するもので、認定した日から当該年度の末日までとしております。

第8条認定の取消し、第9条奨励費の返還ですが、対象規定に該当しなくなった場合のほか、奨励費の辞退あるいは虚偽の申請や不正行為があった場合は認定を取消し、奨励費の返還を求めることができるとしております。

第10条は様式に関するものです。

第11条は委任に関するもので、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるとしております。

	<p>22ページをご覧ください。</p> <p>附則であります、この規則は公布の日から施行し、令和5年度の奨励費の支給から適用するものであり、奨励費の認定のために必要な手続きは、この規則の施行前においても行うことができるとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま第32号議案についての説明がございました。ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>なければ、わたしの方から、実質これで何人くらいの方が支給対象となっていますか。</p>
牟田課長	<p>昨年度の実績で申し上げますと、小学校で30名、中学校で20名、合計50名となっておりますが、申請は52名であり、小学校1名、中学校1名が収入超過により支給がなされていないところです。</p>
森本教育長	<p>他にありませんでしょうか。</p>
立花委員	<p>奨励費の支給は今までもあっていて、マイナンバーとの連携で、この規則が必要になったということでしたが、その辺りをもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。</p>
牟田課長	<p>これまでも奨励費の支給はあっており、学校を通して保護者から申請をいただき、これを教育委員会で精査し、支給をしていたところです。</p> <p>なお、この申請については、毎年申請書の提出を行わなければならないとなっておりますが、今回のシステム導入に伴いマイナンバー連携を行うことにより、保護者が毎年申請をする必要がなくなり、保護者の手間が省け、事務処理の方も手間が省けるということで、システムを導入したところです。</p> <p>なお、これまでは法令に基づき市の事務処理要領により支給事務を行っていましたが、マイナンバー連携を行うには、市の法的根拠が必要</p>

立花委員	<p>となることから、今回この規則を制定したものです。</p>
森本教育長	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
森本教育長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。では、第32号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
中村課長	<p>それでは、第32号議案については、原案のとおり可決することといたします。次に、第33号議案の説明をお願いします。</p> <p>第33号議案 臨時代理の承認（島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について）</p> <p>議案集の23ページをお願いします。</p> <p>第33号議案 臨時代理の承認について、ご説明申し上げます。</p> <p>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により、島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について、令和5年5月23日付で、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>臨時代理の理由でございますが、島原市立公民館運営審議会委員の任期が、令和5年5月31日をもって満了することから、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定によりまして、25ページに記載の11人の方を、島原市立公民館運営審議会委員に委嘱することについて、臨時代理させていただいたところであります。</p>

	<p>前回から変更のあった委員につきましては、表の下から5番目の森岳公民館運営委員長の古川袈裟男様、同表の下から3番目の白山公民館運営委員長の岩本三男様の2名となります。</p> <p>それぞれの地区の公民館運営委員長の交代によるものであります。任期は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとなります。</p> <p>参考としまして、26ページに島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の抜粋、および島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の抜粋を添付しております。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第33号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。では、第33号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第33号議案については、原案のとおり可決することといたします。次に、第34号議案の説明をお願いします。</p> <p>第34号議案 臨時代理の承認（島原市文化財保存活用地域計画作成委員の委嘱について）</p>
中村課長	<p>議案集の27ページをお願いします。</p> <p>第34号議案 臨時代理の承認について、ご説明申し上げます。</p> <p>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により、島原市文化財保存活用計画地域計画作成委員の委嘱について、令和5年5月1日付で、別紙のとおり教</p>

育委員会の権限事務を臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

臨時代理の理由でございますが、前任の作成委員が株式会社島原観光ビューローを令和5年3月31日付で退職されており、その後、株式会社島原観光ビューローから後任の作成委員を令和5年5月1日付で推薦いただいたことから、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の第3条及び第4条の規定によりまして後任の作成委員に委嘱することについて、臨時に代理させていただいたところであります。

後任の菅幸博様におかれましては、令和5年3月31日まで島原市の商工観光部長であられましたので、島原市の観光にも精通しており、島原市文化財保存活用地域計画作成委員の要件であります観光又はまちづくりに関する機関・団体の関係者として適任であります。

任期は令和5年5月1日から地域計画の作成が完了する日までとなっております。

参考としまして、議案集の30ページに今回の委嘱を反映させました島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員名簿と、31・32ページに島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の抜粋、及び島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の抜粋を添付しています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

第34号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。

(「なし」の声)

森本教育長

よろしいでしょうか。では、第34号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長	<p>それでは、第34号議案については、原案のとおり可決することといたします。次に、第35号議案の説明をお願いします。</p> <p>第35号議案 島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱について</p>
牟田課長	<p>第35号議案島原市中学校部活動地域移行検討委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>追加議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>提案理由としまして、5月の定例教育委員会で議決いただきました島原市中学校部活動地域移行検討委員設置要綱第4条第2項の規定により、検討委員として委嘱しようとするものであります。</p> <p>2ページに別紙として委員の名簿を掲載しております。なお、現在17名の方を委員として打診をし、本人の承諾をいただいておりますが、あと2名ほど追加をさせていただきたいと思っております。</p> <p>任期は令和5年6月9日から令和6年3月31日までであります。参考といたしまして3ページに島原市中学校部活動地域移行検討委員設置要綱の抜粋を掲載しております。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>第35号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。</p>
高見委員	<p>委員は20名以内ということで、あと2名予定しているとのことですが、(1)から(5)までのどの分野を予定しているのか教えてください。</p>
牟田課長	<p>文化的部活動として吹奏楽部がありますので、こちらの方で1名お願いしたいと考えており、現在打診をさせていただいておりますが、まだ承諾をいただいております。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。</p>

	<p>もう1名は、体育的部活動として卓球があり、今市内の中学生は卓球部の所属が非常に増えてきておりますので、卓球からも1名お願いしたいところがございますが、こちらにつきましても打診中でありまして決定しておりませんので、今申し上げました吹奏楽部と卓球部についてはお時間をいただきまして選出をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、出来れば6月の中旬には第1回の検討委員会を開催させていただきたいと思っております。よろしければ、この2名につきましても専決ということで、ご理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
森本教育長	<p>名簿にあがっている17名の方について、ご審議いただければと思っております。</p>
高見委員	<p>特に問題ないと思っておりますが、今課長が言われたとおり文化の方もありますので意識していただき、吹奏楽部から1名なり、2名なり出していただければと思っております。</p>
森本教育長	<p>まず、今上程された17名のメンバーについて、ご承認いただけますでしょうか。併せて、まだ2名を選ぼうとしていますが、会の開催を急ぎますので、臨時代理という形で処理をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
立花委員	<p>課長の方から打診中という話があり少し安心しましたが、例えばわたしが文化部としてこのメンバーに入った時に、会議の中で意見が言えるのかなと思っております。文化部も部活動ではありますが、ほとんどが運動部という中で、うまく円滑に文化部として地域移行ができるのかなと危惧するところです。</p> <p>もし文化部とするのであれば、別の組織にするか、あるいは吹奏楽部だけではなく、地域移行にするとすれば合唱部あたりが出来る可能性もありますので、うちの学校にはブラス部しかないけれども地域で合唱部というのが出来るのであれば、しかもそこに先生が居るのであれば入りたいと思う生徒がいるかもしれません。</p>

<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>そこの所も十分考えていただいて、これはこれで大丈夫ですので、頭に入れておいていただければと思います。</p> <p>あと3名選べますので、その辺も考慮して選任していただき、これについては臨時代理という形でよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第35号議案については、原案のとおり可決することとし、追加の分は臨時代理といたします。</p>
<p>第 6 次回定例教育委員会の日程について</p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p> <p>【提案・検討】</p> <p>次回7月の定例教育委員会は、7月6日(木)午後1時30分から、有明庁舎2階第1会議室で行うことといたします。</p>
<p>第 7 その他</p>	
<p>森本教育長</p> <p>酒井課長</p> <p>牟田課長</p> <p>中村課長</p> <p>中島課長</p>	<p>次に日程第7その他(1)報告事項に入ります。</p> <p>それでは6月行事予定について各課からお願いします。</p> <p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>

森本教育長	<p>ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。</p> <p>「（なしの声）」</p>
森本教育長	<p>それでは次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。</p>
牟田 課 長	<p>①児童の救急搬送についての報告ですが、非公開でお願いします。</p>
森本教育長	<p>「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>《承認》</p>
森本教育長	<p>異議がないようですので、「非公開」といたします。</p>
牟田 課 長	<p>①児童の救急搬送について（非公開）</p> <p>【非公開の報告】</p>
森本教育長	<p>非公開を解いて会議を再開します。</p> <p>他にありませんか。</p>
牟田 課 長	<p>②子育て応援新入学児童ランドセル支給事業について報告させていただきます。</p> <p>ランドセルの今後の事業並びにこれまでの流れをご説明させていただきます。</p> <p>6月1日に3者による公募型プロポーザルプレゼンテーションを行いまして、その後の選定委員会により、モンベル社のわんパックに決定いたしました。</p> <p>6月6日に市のホームページとラインで市民に周知を図りました。今</p>

後は6月12日から26日まで、該当児童の保護者に色の選択を含め、この期間を応募期間としております。応募につきましては、電子申請またはFAXとしております。併せて、6月17日土曜日から25日日曜日まで市役所本庁と有明支所にて実物を展示いたします。

その後は1月19日までに納品を予定しておりまして、2月上旬までに幼稚園、保育園または各小学校の入学説明会において支給したいと考えているところでございます。

以上で、報告を終わります。

森本教育長

ただ今の報告について、何か質問はありませんか。

「(なしの声)」

森本教育長

他に、なにかございませんでしょうか。

吉田委員

1点、よろしいでしょうか。ヤングケアラーの件についてですが、5月12日の島原新聞に県内のヤングケアラーが小中高合わせて329名確認できたという記事が載っていましたが、本市にも該当者がいるのでしょうか。

牟田課長

詳しい数は今持ち合わせておりませんが、昨年度も調査をしております。学校からそれぞれ報告があがっておりまして、ヤングケアラーに該当する、もしくはそれに準ずる生徒はいるという報告があがっております。詳しい数は確認して、次回報告いたします。

吉田委員

よろしく願いいたします。

森本教育長

他にないでしょうか。

「(なし)の声」

第 5 閉会 (15:23)

森本教育長	これで本日の6月定例教育委員会を閉会します。
-------	------------------------

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員